

入札の心得（予定価格事前公表）

栄町における入札は、入札約款に定めるところにより執行しますが、特に次の事項に留意の上、入札を行ってください。

1 入札の参加について

- (1) 入札参加者は、代理人をして入札をさせるときは委任状を持参させなければならない。
- (2) 入札参加者又はその代理人は、入札の前に誓約書を提出しなければならない。
- (3) 入札参加者又はその代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることはできない。
- (4) 入札者は、入札書を指定された時刻までに入札主管課長の指示により入札箱に投入しなければならない。

2 入札参加の辞退について

- (1) 指名を受けた者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。
- (2) 指名を受けた者は、入札を辞退するときは、その旨を、次の各号に掲げるところにより申し出るものとする。
 - ① 入札執行前には、入札辞退届を町に直接持参し、又は郵送(入札日の前日までに到達するものに限る。)にて行う。
 - ② 入札執行中には、入札辞退届又はその旨を明記した入札書を、入札主管課長に直接提出して行う。
- (3) 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱を受けることはない。

3 無効になる入札について

- (1) 次の各号のいずれかに該当する入札は無効とする。
 - ① 入札に参加する資格を有しない者のした入札
 - ② 委任状を持参しない代理人のした入札
 - ③ 所定の入札保証金を納付しない者のした入札(免除の場合を除く。)
 - ④ 記名押印を欠く入札
 - ⑤ 金額を訂正した入札
 - ⑥ 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
 - ⑦ 明らかに協定していたと認められる入札
 - ⑧ 同一の入札において、他の入札参加者の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札
 - ⑨ その他入札に関する条件に違反した入札

4 落札者の決定について

- (1) 工事又は製造にかかる入札においては、入札を行った者のうち、予定価格及び最低制限価格又は低入札調査価格基準の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とし、特に最低制限価格を設けない場合及びその他の入札においては、予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。委託又は物品の買入れに係る入札においては、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札をした者にくじを引かせて落札者を定める。

5 意義の申し立てについて

- (1) 入札をしたものは、入札後、約款、図面、仕様書、契約書案及び現場等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。